

練馬区都市計画マスタープランの改定について

1 都市計画マスタープランの位置づけと目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことである。「都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン」とされる。

2 練馬区都市計画マスタープラン

区では、まちづくりの方針として、全体構想（平成 13 年 3 月）および地域別指針（平成 15 年 6 月）からなる練馬区都市計画マスタープランを策定した。全体構想は、練馬区全体のまちづくりの理念や基本的な考え方を示したものである。また、地域別指針は区を 7 つの地域に分け、まちづくりの課題等を整理し、まちづくりの方向性を示している。

練馬区都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の全体像を示し、個別の都市計画の指針となるものである。計画期間は、概ね 20 年間（平成 32 年頃）で、その間の社会情勢が大きく変化すると認められる時点等に見直しを行うこととなっている。

3 見直し（改定）の背景

都市計画マスタープラン策定後 10 年以上が経過し、区のまちづくりは大きく進展している。一方この間、都市計画関連法令や各種制度の改正が行われると共に、まちづくりにおける地球環境問題への配慮や、災害に対する安全性確保の重要性が一層強く認識されるようになった。さらに、地方分権の進展に伴い、練馬区には基礎的自治体として自らの権限と責務により、まちづくりを総合的に進展していくことが、これまで以上に求められている。

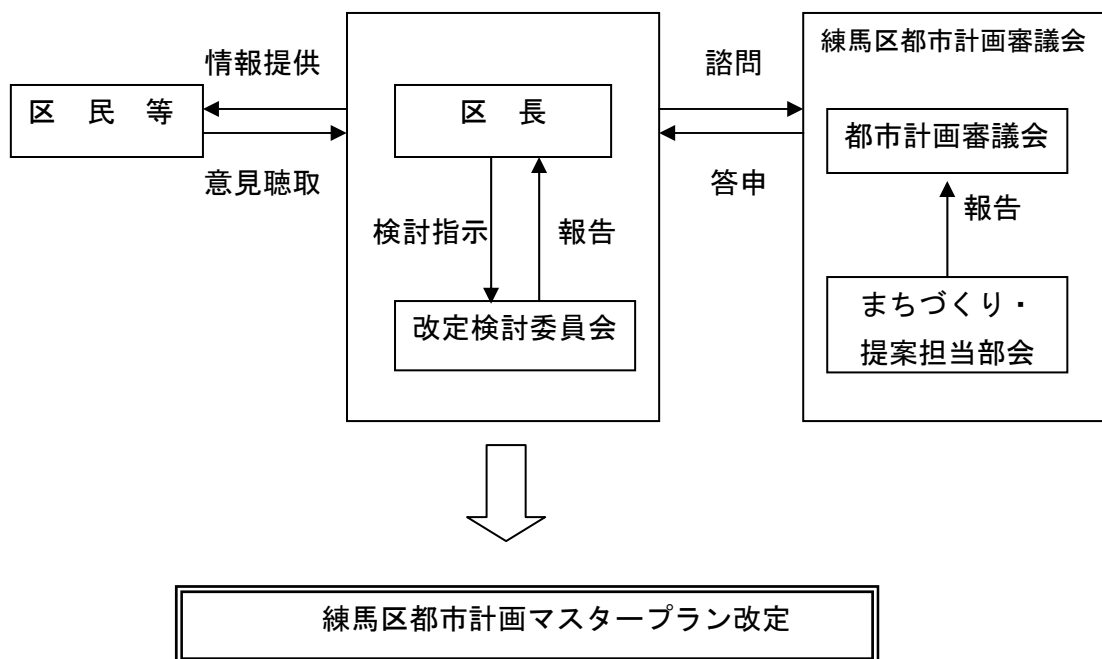
区は、こうした状況を踏まえ、練馬区基本構想をまちづくりの面から実現することを目指して、今般、練馬区都市計画マスタープランの見直し（改定）に着手するものである。

4 練馬区まちづくり条例との関係

練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）では、都市計画マスタープランを区のまちづくりの基本的計画と位置づけ、区、区民等、事業者に遵守を義務づけている。また、都市計画マスタープランの変更手続についても定めている。

5 検討体制

- (1) 区民意見を、区内各地のまちづくり協議会等での意見聴取、説明会の開催等により広く集約する。
- (2) 条例の規定に基づき、集約した意見を練馬区都市計画審議会・部会での検討に活用する。
- (3) 庁内組織として、都市計画マスタープラン改定検討委員会を設置するとともに、その下に改定検討部会および作業部会を置き、検討を行う。
- (4) 議会へは、適時検討状況を報告し、意見をいただきながら進める。



6 他 22 区の状況

(平成 24 年 4 月現在)

現在の状況	区の数	備 考
策定済	21 区	中央区未策定 (代替計画が存在)
改定済 (H18～23 年度)	12 区	港区、新宿区、文京区、墨田区、 豊島区、江東区、大田区、中野区、 北区、板橋区、足立区、葛飾区
現在改定中	4 区	品川区、杉並区 (平成 23～24 年度) 目黒区、世田谷区 (平成 24～26 年度)

7 今後のスケジュール (予定)

※見直し期間は、平成 24 年度から 26 年度の 3 年間で予定している。

平成 24 年度

現況調査および課題整理

実施状況報告書の公表

平成 25 年度

都市計画審議会・部会での検討

区民意見の聴取・反映措置

改定素案公表

平成 26 年度

改定原案公告および縦覧、説明会実施

改定案公告および縦覧

都市計画マスタープラン変更決定